

長久手市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業の協定

長久手市（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会愛知支部（以下、「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、長久手市民（以下、「市民」という。）の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民により一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携及び協定事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、健康診断やがん検診の受診の促進等、市民の健康づくりの推進にむけて、連携及び協力を図る。

なお、実施期間、実施方法、その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携及び協定事項の検討または実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了1か月前までに、甲及び乙より終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長し、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事業者間で協議のうえ、本協定の変更又は解除を行う。

（疑義当の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定める。

本協定の締結を確実に証するため、本協定2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を所持する。

平成28年11月18日

甲 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市

代表者 長久手市長 吉田 一平



乙 名古屋市中村区名駅1-1-1

J Pタワー名古屋23階

全国健康保険協会愛知支部

支部長 広瀬 茂

